

子どもを預けたいとき

保育所（園）

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

両親および祖父母などが働いていたり、病気や家族の看護、出産等により家庭で保育できないお子さんをお預かりし、保護者に代わって保育します。

おがの保育所（公立）

- 住所 小鹿野町小鹿野2744番地
- 電話 75-0342
- 対象 0～2歳児（生後8か月から）
- 定員 60名
- 時間 月～土曜日 7:30～18:30
国民の祝日および12月29日～1月3日は休み



ひまわり保育園（私立）

- 住所 小鹿野町小鹿野598番地2
- 電話 75-3354
- 対象 0～5歳児（生後45日から）
- 定員 40名
- 時間 7:00～19:00
（1月1日以外全日開園）



幼保連携型認定こども園 住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設です。

おがのこども園（公立）

- 住所 小鹿野町小鹿野2743番地
- 電話 75-3292
- 対象 3～5歳児
- 定員 140名
- 時間 月～土曜日 7:30～18:30
1号認定の場合は、月～金曜日8:40～14:00（春・夏・冬に長期休業あり）



一時保育

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

保護者の病気や冠婚葬祭などで、緊急に保育が必要となったとき、または保護者のリフレッシュのため一時的に保育が必要になったときなどにご利用できます。

- 利用対象 原則として保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園に在籍していない就学前の児童（受入年齢は施設により異なります。）
- 利用期間 リフレッシュ保育：月2回
緊急保育：一時的に保育が欠ける期間（連続利用は7日まで）
- 利用料金 日額 1,800円
- 利用日 月曜日から金曜日 ※時間は施設により異なります。
- 利用方法 予約と事前に利用する施設との打ち合わせが必要です。また、都合により希望の施設が利用できない場合もあります。
- 利用できる施設
子育て支援センター・おがの保育所・ひまわり保育園

保育所（園）・認定こども園等の利用について

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

保育所（園）、認定こども園等の入所（園）を希望する方は、「支給認定」と「入所申請」が必要です。

- 支給認定 小鹿野町に在住し、保育所（園）、認定こども園等の利用を希望する児童の全員が対象です。なお、就労から出産へ認定の事由が変わる場合や、就労時間の変更により保育の必要量に変更となる場合など、支給認定を変更する場合も申請が必要です。

●入所申し込み方法

住民生活課へ申請書類を提出してください。小鹿野町以外の保育所等への入所（園）を希望される場合も同様です。

- ・年度当初（令和5年4月）からの入所申し込み
受付期間 令和4年10月3日（月）～10月31日（月）
受付時間 平日8:30～17:15
- ・年度途中（令和5年5月以降）の入所申し込み
受付期間 随時（入所希望月前々月の末日）
受付時間 平日8:30～17:15

※保育の必要な2号・3号に認定された場合であっても、保育所等の空き状況によっては、ご希望の保育所等に入所（園）できない場合があります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
1号認定	3歳以上で、認定こども園等での教育を希望される場合	認定こども園 幼稚園
2号認定	3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所（園） 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所（園） 認定こども園 小規模保育・家庭的保育

●保育を必要とする事由

保育所（園）および認定こども園の保育部分等を利用できるのは保護者のいずれもが次の理由等により家庭においてお子さんを保育することができない場合です。

- （1）就労（1か月に48時間以上労働することを常態とする場合）
- （2）妊娠中であるかまたは出産後間がないこと
- （3）疾病または障害を有していること
- （4）同居の親族を常時介護または看護していること
- （5）求職活動を継続的に行っていること
- （6）震災、風水害、火災その他災害の復旧にあたっていること
- （7）就学していること

●保育の必要量の認定

2号認定または3号認定を受ける方は、保護者の就労等の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

(1) 保育標準時間

フルタイム就労を想定した利用時間（最長 11 時間／日）

(2) 保育短時間

パートタイム就労を想定した利用時間（最長 8 時間／日）

以下の条件を満たす世帯が対象となります。

- ・両親とも、またはいずれかが1か月あたりの就労時間が120時間未満のパートタイム就労であること
 - ・施設利用が保育短時間の利用時間内であること
- ※利用時間は施設により異なります。

●保育料

0～2歳児の保育料（利用者負担額）は子どもの年齢や世帯状況、父・母の世帯の町民税額（4月～8月分は前年度の町民税）・保育時間によって算出されます。場合によっては、同居している祖父母の税額により保育料が決定されます。

●幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等を利用する「3歳から5歳までの子ども」および「0歳から2歳までの子ども（住民税非課税世帯）」の利用料が無償化されました。

- ◆3歳から5歳までの子どもの利用料〔保育所（園）・認定こども園・幼稚園〕
- ※一部費用（給食費や通園バス代など）は保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯およびすべての世帯の第3子（年齢要件あり）の児童については副食（おかず、おやつなど）の費用が免除されます。

<対象期間>

- ・1号認定：3歳になった日から小学校入学前まで
- ・2号認定：3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から小学校入学前まで

